

## 会 議 の 経 過

議 長（下田敏美君）

起立願います。

おはようございます。

着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回六戸町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（下田敏美君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、六戸町議会会議規則第124条の規定により、議長において、

11番 山本 実 君

12番 苫米地 繁 雄 君

の両名を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期決定前に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

7番、久田伸一君。

議会運営委員長（久田伸一君）

おはようございます。

報告をいたします。

去る4月30日告示となり、本日招集されました令和6年第3回六戸町議会臨時会の会期等に関し、本日午前9時より議会運営委員会を開催し、審議した結果、本臨時会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日5月14日の1日間とすることに決定をいたしましたので、議員

各位には当委員会の決定にご賛同くださいますようお願いを申し上げて、報告といたします。

議 長（下田敏美君）

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日5月14日の1日間と決定いたしました。

次に、日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき、出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第4 提出議案の一括上程を議題といたします。

本臨時会に町長より提出されました議案は、報告第3号、報告第4号の2件、承認第1号から承認第8号までの8件、議案第23号、議案第24号の2件、合計12件であります。これを一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（佐藤陽大君）

おはようございます。

本日、令和6年第3回六戸町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会では、報告2件、承認8件、議案2件、計12件のご審議をお願いいたします。

それでは、本臨時会に提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分の報告について申し上げます。

その内容は、走行していた町民バスが対向車と擦れ違った際、サイドミラー同士が接触し、車両を損傷させた事故の損害賠償額について、専決第3号により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

続いて、報告第4号 令和5年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、一般会計の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

承認第1号から第8号までの専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

承認第1号は、六戸町税条例の一部を改正する条例を令和6年3月31日付、専決第4号をもって専決処分したものです。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するために改正するものであり、これを報告し、承認を求めます。

続いて、承認第2号は、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和6年3月31日付、専決第5号をもって専決処分したものであります。

本条例は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するために改正するものであり、これを報告し、承認を求めます。

続いて、承認第3号は、六戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を令和6年3月31日付、専決第6号をもって専決処分したものであります。

本条例は、地方再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が公布されたことに伴い、課税事務に支障を来さないよう措置するために改正するものであり、これを報告し、承認を求めます。

続いて、承認第4号は、令和5年度六戸町一般会計補正予算（第8号）を令和6年3月31日付、専決第7号をもって専決処分したものであります。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から2億6,190万6,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ75億4万3,000円としたものであります。

承認第5号は、令和5年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を令和6年3月31日付、専決第8号をもって専決処分したものであります。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から5,117万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ12億2,106万2,000円としたものであります。

続きまして、承認第6号は、令和5年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を令和6年3月31日付、専決第9号をもって専決処分したものであります。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から3,927万6,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ14億2,586万5,000円としたものであります。

続いて、承認第7号は、令和5年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を令和6年3月31日付、専決第10号をもって専決処分したものであります。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から118万6,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億4,399万2,000円としたものであります。

続いて、承認第8号は、令和5年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）を令和6年3月31日付、専決第11号をもって専決処分したものであります。

その内容は、既定の歳入歳出予算の総額から2,813万8,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億7,162万3,000円としたものであります。

続きまして、議案第23号 財産の取得について申し上げます。

本案は、六戸町町民バス（中型バス）について、購入契約を締結するため提案するものであります。

続いて、議案第24号 財産の取得について申し上げます。

本案は、六戸町立義務教育学校六戸学園の備品について、購入契約を締結するため提案するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました案件について概要をご説明申し上げましたが、議案の詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、慎重にご審議の上、ご承認、ご決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（下田敏美君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第5 報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

報告第3号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書1ページをお開き願います。

専決処分につきましては、別紙専決処分書のとおり、交通事故の損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、令和6年3月12日に専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

本件事故につきましては、令和5年11月14日、町道犬落瀬・通目木線、六戸町大字犬落瀬字通目木223番地2付近、通目木地区構造改善センターへの丁字路から北に120メートルぐらい行ったところでございますが、走行していた町民バスが対向車と擦れ違った際、サイドミラー同士が接触し、車両を損傷させたものでございます。町の過失割合を50%とし、相手方に損害賠償額1万6,231円を支払うことで示談が成立しております。

なお、損害賠償金は全国自治協会自動車損害共済から全額支払われております。

以上で報告第3号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

川村議員。

10番（川村重光君）

内容的には、この走行していた町民バスが対向車と擦れ違った際、バックミラーがぶつかったと。狭い道路だと思うんですけども、まずは町民のこの生命を守る町民バスが、本来ならば私は、一時停止ぐらいはして相手を通す、そのような形を取るのが本来の形かなと私は思っております。

町として、この委託業者にどのような対応を取りましたか。

議長（下田敏美君）

総務課長。

総務課長（小林 章君）

町民バス、安全運転が大事なんですけど、事故の状況からいきますと、町民バスはやはり相手方といいますけれども、これは10トンダンプです。10トンダンプが相手方です。大型が来たので、路肩に最大限寄ったそうです。徐行する形で走行していました。相手方も当然こちらが大型バスというので、相手方も徐行するなりして来たんですが、どうしてもサイドミラーがかすってしまったというふうな状況です。

そこで、当然、町としては委託業者には安全運転を再度お願いするとともに、そのダンプのほうの所有者、所有者というか会社のほうにも、当然その走行する場所ですね、道路、やっぱり狭いので、できることなら別のルートで走行してほしいというお願いをしておいたところでは。

以上です。

議長（下田敏美君）

川村議員。

10 番（川村重光君）

今の説明ですと、本来は狭いところなんですと、町民は乗っているわけですから、相手はダンプでしたら、むしろそれはやっぱり止まらなければならない。徐行では駄目ですよ、これ、一旦止まって相手を通す、そのような形でやらないと、これまた事故になりますよ、きつと。そういう指導を徹底しないと。

前回もありましたよね、交差点で子供を乗せたバスが何か事故に遭ったとか。二度あることはまた三度ありますから、まずはもっと厳しい形で業者に安全教育指導をしていかないと、大変なことになると思います。

町長に1つ質問します。

町長は長い間この交通安全のお役職を務めてきましたよね。私は記憶しております。どうでしょうか。民間の会社でしたら本当に大変ですよ、これ、もし死亡事故となれば。今後の対応として、町長としてはどのような考えを持っておられますか。

議 長（下田敏美君）

町長。

町 長（佐藤陽大君）

今、川村議員がおっしゃられたように、止まってお互いが譲り合うという形のお気持ちが大変必要だと思っております。業者のほうにも、当然こういうふうな形で事故に遭っているわけですから、役場としても行政としても指導していかなければならないというように私は思っています。

今後、今回、こういうふうに現状としてあるわけですから、業者のほうと一度お話をし、再度注意という形を私は取れば良いと思っておりますので、それを実行してまいりたいというように思っています。

以上です。

議 長（下田敏美君）

川村議員。

10 番（川村重光君）

町長のほうから専門的な役職をやってきましたので、徹底した形で町のほうも厳しく指導をしていただきたいなと思って、今後ともこういうことないように、これからないようにお願いしたいなと思っております。

議 長（下田敏美君）

回答は。

10 番（川村重光君）

ありますか。

議 長（下田敏美君）

総務課長。

総務課長（小林 章君）

今、先ほど町長も申し上げたとおり、私のほうからも委託業者のほうには徹底した指導をこれからもしてまいりたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

議 長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6 報告第4号 令和5年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（吉田英輔君）

報告第4号 令和5年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

議案書4ページをお開き願います。

本件は、3月議会において繰越明許費の予算議決をいただいておりますが、翌年度への繰越額が確定したことに伴い、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

5ページをご覧ください。

繰越事業は一番上の2款総務費、1項総務管理費のシステム標準化対応業務から、次のページの一番下、8款土木費、4項都市計画費の公園施設長寿命化対策支援事業まで、いずれも年度内に執行が困難な11事業で、翌年度繰越額は左から5列目でございますが、合計で1億3,678万8,746円でございます。

以上で報告第4号の説明を終わります。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第4号 令和5年度六戸町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（澤口俊博君）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町税条例の一部を改正する条例を令和6年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月31日に公布されたことに伴い、令和6年4月1日を施行日とする改正内容が含まれることから、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正し、専決処分したものであります。

議案書は9ページから30ページまで、説明補足資料は1ページから18ページまでであります。

改正内容につきましては、改正箇所が多岐にわたるため、主な改正点の概要のみを条項に沿ってご説明申し上げます。

説明補足資料の1ページをお開きください。

傍線部分が改正箇所となり、上段が改正後、下段が現行となっております。

まず、町民税の減税に係る第51条第2項、2ページにまいりまして、固定資産税の減免に係る第71条第2項、特別土地保有税の減免に係る第139条の3第2項の改正は、文言の訂正と職権による減免を可能とする規定の追加であり、4ページに飛びまして、附則第7条の5から、10ページにまいりますが、附則第7条の8は定額減税措置に係る特別税額控除関係規定の追加となります。

また、同じく10ページの附則第10条の2第2項は、わがまち特例の特例割合を既定の4分の3から5分の4に改めるものであり、次ページの第15項から第23項及び第25項から第28項までは、わがまち特例に関する項ずれ等を改めるもの、また、10ページの一番最後、第14項については、一定の特定バイオマス発電設備の特例割合を7分の6に、11ページ中ほどの第24項については、滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る特例割合を2分の1に定める規定を新設するものであります。

16ページまで飛びます。

16ページ、中ほど、附則第16条の3第3項から、最終18ページの附則第20条の3第5項については、特別税額控除の対象となる所得割の額について、各種所得の個人町民税の所得割の額を含める読替え規定の追加となります。

このほか法令改正に伴う所要の規定の整備等を行っております。

附則は、施行期日と固定資産税に関する経過措置を定めるものであります。

以上で承認第1号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 (澤口俊博君)

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書31ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和6年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書は33ページ、説明補足資料は19ページ及び20ページとなります。

このたびの改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月31日に公布されたことに伴い、原則として同年4月1日を施行日とすることから、課税事務についてもこれと同様の措置を講ずる必要があるため、条例を改正したものであります。

まず、第2条第3項のただし書は、後期高齢者支援金等課税額の限度額を2万円引き上げ24万円とするものであり、今後、高齢化の進展等により医療給付費の増加が見込まれること

から、改正を図るものであります。

また、第23条第1項第2号は、減額措置に係る5割軽減判定所得の基準額を5,000円引き上げ29万5,000円に、同項第3号は、減額措置に係る2割軽減判定所得の基準額を1万円引き上げ54万5,000円とするものであり、低所得者に対する保険税の負担軽減の拡充を図るためのものであります。

附則は、施行期日と適用区分を定めるものであります。

以上で承認第2号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（澤口俊博君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書34ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、六戸町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を令和6年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書36ページをお開きください。

説明補足資料は20ページとなります。

第2条の改正は、関係する省令が改正されたことに伴い、不均一課税となる適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日と改正するものであります。

附則は、施行期日を定めるものであります。

以上で承認第3号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (吉田英輔君)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書37ページをお開き願います。

専決処分につきましては、別紙専決処分書のとおり、令和5年度六戸町一般会計補正予算(第8号)を地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和6年3月31日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

39ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額から2億6,190万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を75億4万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、別冊の令和5年度補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。ご準備をお願いいたします。

3 ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

2 款地方譲与税から 5 ページの 12 款交通安全対策特別交付金までは、額の確定によりそれぞれ所要額を計上いたしました。

6 ページをお開き願います。

13 款分担金及び負担金から 14 款使用料及び手数料までは、実績見合いにより予算を調整し、15 款国庫支出金から 10 ページ中段の 16 款県支出金までは、主に事業費との関連において予算を調整したものでございます。

17 款財産収入から次のページの 18 款寄附金は、額の確定によりそれぞれ所要額を計上。

19 款繰入金、1 項基金繰入金は、1 目財政調整基金繰入金と 3 目減債基金繰入金を歳出予算との調整により既定額の全額を減額計上し、その他の繰入金につきましては、事業費との関連において予算を調整したものでございます。

12 ページをお開き願います。

21 款諸収入は、額の確定によりそれぞれ所要額を計上。

次のページの 22 款町債は、事業費の確定に伴い減額計上いたしました。

次に、歳出の主な項目についてご説明いたします。

歳出につきましては、主に事業費等の確定や実績見合いにより予算を調整したものでございます。

16 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費は、24 節積立金に減債基金やふるさと基金への積立金ほかで 4,114 万 9,000 円を増額計上いたしました。

次のページをご覧ください。

10 目まちづくり推進費は、18 節負担金、補助及び交付金に定住対策住宅建設補助事業補助金ほかで 264 万 4,000 円を減額計上。

11 目諸費は、18 節負担金、補助及び交付金に町内会等管理防犯灯電気料補助ほかで 397 万 4,000 円を減額計上いたしました。

20 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目高齢者福祉費は、27 節繰出金に介護保険事業特別会計繰出金ほかで 557 万 2,000 円を減額計上。

3 目障害者福祉費は、19 節扶助費に障害福祉サービス介護・訓練等給付費ほかで 1,413 万

円を減額計上いたしました。

22ページをお開き願います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、19節扶助費に子ども・子育て支援教育・保育給付費ほかで5,354万3,000円を減額計上。

2目児童措置費は、18節負担金、補助及び交付金に子ども・子育て世帯応援金ほかで1,281万円を減額計上。

19節扶助費に児童手当として703万5,000円を減額計上。

22節償還金、利子及び割引料に令和4年度コロナセーフティネット交付金返還金として174万3,000円を増額計上いたしました。

次のページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、12節委託料に県内広域予防接種業務ほかで3,800万6,000円を減額計上。

19節扶助費に乳幼児・児童定期予防接種償還払ほかで300万8,000円を減額計上いたしました。

24ページをお開き願います。

3目母子衛生費は、12節委託料に産婦・乳児健診業務ほかで407万3,000円を減額計上。

18節負担金、補助及び交付金に出産・子育て応援給付金ほかで209万1,000円を減額計上。

7目診療所費は、27節繰出金に国民健康保険診療所事業特別会計繰出金として4,420万9,000円を減額計上いたしました。

次のページをご覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費は、18節負担金、補助及び交付金に畑地化促進事業補助金ほかで416万1,000円を減額計上いたしました。

27ページをお開き願います。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費は、18節負担金、補助及び交付金にみのりスタンプ会活性化事業補助金ほかで944万8,000円を減額計上。

3目観光費は、18節負担金、補助及び交付金にろくのへブランド推進事業補助金ほかで337万円を減額計上いたしました。

28ページをお開き願います。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費は、12節委託料に道路除雪業務ほかで1,826万2,000円を減額計上。

13節使用料及び賃借料に除雪車両賃貸借料ほかで642万2,000円を減額計上いたしました。  
以上で承認第4号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書44ページからになります。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和5年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を令和6年3月31日専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書46ページをご覧ください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,117万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,106万2,000円とするものであります。

今回の補正予算は、事業費の確定及び歳出との関連において予算調整したものであり、その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書39ページをご覧ください。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

2款分担金及び負担金、1項負担金は、項の計で2万円を減額し、8万円といたしました。

下段の4款国庫支出金、1項国庫補助金は、補助金の確定により、項の計で1万3,000円を増額し、13万3,000円といたしました。

下段の5款県支出金、1項県補助金は、1目保険給付費等交付金の普通交付金や特別交付金の確定により、項の計で5,021万5,000円を減額し、7億8,561万2,000円といたしました。

次のページになります。

下段の7款繰入金、1項他会計繰入金は、歳出との関連において、1目一般会計繰入金を項の計で94万7,000円を減額し、1億1,886万6,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

41ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費は、職員手当等の減額により、項の計で12万円を減額し、8,491万6,000円といたしました。

下段の2款保険給付費、1項療養諸費は、一般被保険者療養給付費など実績見込額の精査により、項の計で4,017万1,000円を減額し、6億5,281万円といたしました。

42ページをご覧ください。

同じく2項高額療養費は、一般被保険者高額療養費など実績見込額の精査により、項の計で928万7,000円を減額し、8,999万7,000円といたしました。

同じく4項出産育児諸費は、実績見込額の精査により、109万2,000円を減額計上。

次のページになります。

同じく5項葬祭諸費は、実績見込額の精査により、20万円を減額計上。

下段の6項傷病手当金は、実績見込額の精査により、29万9,000円を減額計上。

44ページをご覧ください。

下段の6款基金積立金、1項基金積立金は、実績見込額の精査により、1,000円を減額計上いたしました。

以上で承認第5号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第12 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (辻浦宗典君)

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書48ページをお開き願います。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、令和5年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

50ページをお開き願います。

第1条第1項は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,927万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億2,586万5,000円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額については、第1表によるものでございます。

補正の内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

51ページをお開き願います。

最初に、歳入の主なものについてご説明いたします。

歳入につきましては、実績見込みや保険給付費等との関連におきまして予算調整したものでございます。

1款保険料、1項介護保険料は、388万9,000円を減額計上いたしました。

52ページをお開き願います。

5款国庫支出金では、1項国庫負担金は、301万5,000円を減額計上いたしました。

同じく2項国庫補助金は、1目調整交付金のほか、項の計で506万9,000円を増額計上いたしました。

6 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金は、1 目介護給付費交付金ほか、次のページでございまして、項の計で312万円を減額計上いたしました。

7 款県支出金では、1 項県負担金は、394万2,000円を減額計上し、同じく3 項県補助金は、1 目地域支援事業交付金（介護予防事業）のほか、項の計で21万7,000円を増額計上いたしました。

54ページをお開き願います。

9 款繰入金では、1 項一般会計繰入金は、1 目介護給付費繰入金のほか、項の計で439万1,000円を減額計上いたしました。

同じく2 項基金繰入金は、2,607万9,000円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

歳出につきましては、保険給付費等の実績見込みにより予算調整したものでございます。

55ページをお開き願います。

55ページから56ページ中段にかけての1 款総務費は、人件費の精査、事業費の実績見込みに基づき、それぞれ減額計上いたしました。

56ページ下段をご覧ください。

56ページ下段から58ページ上段にかけての2 款保険給付費は、保険給付費等の実績見込みに基づき、それぞれ減額計上いたしました。

58ページ中段をご覧ください。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護保険財政調整基金積立金は、3,201万1,000円を減額計上いたしました。

58ページ下段から60ページにかけての5 款地域支援事業費は、事業費の実績見込みに基づき、それぞれ減額計上いたしました。

以上で承認第6号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第13 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（佐藤良一君）

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書53ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和5年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を令和6年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案書55ページをご覧ください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ118万6,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額をそれぞれ1億4,399万2,000円とするものであります。

今回の補正予算は、事業費の確定及び歳出との関連において予算調整したものであり、その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書69ページをご覧ください。

まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

2款使用料及び手数料は、5,000円を減額し、2万6,000円といたしました。

下段の3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は、事務費等の確定により、項の計で118万1,000円を減額し、5,021万3,000円といたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

71ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費は、給与費等の確定により、項の計で62万9,000円を減額し、784万3,000円といたしました。

下段の2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金は、額の確定により、55万2,000円を減額し、1億3,582万2,000円といたしました。

下段、4款予備費、1項予備費は、5,000円を減額いたしました。

以上で承認第7号の説明といたします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

ご異議なしと認め、よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第14 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長（柴山英夫君）

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書57ページをお開き願います。

専決処分につきましては、次のページの専決処分書のとおり、令和5年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和6年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書59ページをお開き願います。

このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,813万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,162万3,000円とするものでございます。

款項の区分ごとの金額につきましては、60ページの第1表によるものでございます。

補正の内容につきましては、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

最初に、歳入について主なもののみ、ご説明いたします。

77ページをお開き願います。

歳入につきましては、事業費の確定や実績見込みにより予算調整したものでございます。

1 款診療収入、1 項診療収入では、1 目外来収入の見込額を精査し、455万3,000円を増額計上。

2 目諸検診等収入は、ワクチン接種の実施医療機関に支払われる町からの接種費用等として825万4,000円増額計上し、項の計で1,280万7,000円を増額計上いたしました。

3 款県支出金、1 項県補助金は、電源立地地域対策交付金及び新型コロナウイルス感染症対策設備等整備事業費補助金交付実績により、項の計で83万円を減額計上いたしました。

78ページをお開き願います。

4 款繰入金は、歳出予算との関連により、一般会計からの繰入金4,420万9,000円を減額計上いたしました。

5 款諸収入、1 項雑入は、町新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業費補助金ほか、項の計で409万円を増額計上いたしました。

次に、歳出について主なもののみ、ご説明いたします。

79ページをお開き願います。

歳出につきましても、事業費の確定や実績見込みにより予算調整したものでございます。

79ページから80ページにかけましての1 款総務費、1 項総務管理費は、人件費や事業費の確定による委託料及び工事請負費ほか、項の計で1,441万5,000円を減額計上いたしました。

81ページをお開き願います。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費では、各種検査機器等購入に係る経費で195万5,000円を減額計上。

2 目医療用消耗機材費では、検査試薬、診療材料消耗品などの医薬材料費で20万5,000円を減額計上。

3 目医療衛生材料費は、内服薬や外用薬、注射薬などの医薬材料費ほかで1,146万4,000円を減額計上し、項の計で1,362万4,000円を減額計上いたしました。

以上で承認第8号の説明を終わります。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第15 議案第23号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (小林 章君)

議案第23号 財産の取得についてご説明いたします。

議案書61ページからになります。

また、別冊の補足資料21ページも併せてご覧ください。

本案は、次のとおり財産を取得するための購入契約を締結するものであります。

取得する財産は、六戸町町民バス（中型バス）1台。

契約金額は、2,200万円。この金額は消費税を含むものでございます。

契約の相手方、住所、青森県十和田市大字三本木字千歳森174番地2、会社名、いすゞ自動車東北株式会社青森支社十和田支店、代表者名、支店長、森田英治。

以上で議案第23号の説明といたします。

議長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

山本議員。

11番（山本 実君）

参考までに、この予定価格を教えてください。次の議案第24号もそうなんですが、予定価格が記載されていないようでありますから、予定価格をお願いいたします。

それから、2つ目といたしまして、電源立地地域対策交付金を活用したと。この交付金は購入価格の何%であるのか、それをお知らせしていただきたいと思います。

議長（下田敏美君）

総務課長。

総務課長（小林 章君）

休憩をお願いします。

議長（下田敏美君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時11分）

再開（午前11時19分）

議長（下田敏美君）

休憩を閉じます。

総務課長。

総務課長（小林 章君）

まずは予定価格ですけれども、これは税込みで2,394万7,000円になります。

それから、2つ目のご質問であります電源立地地域対策交付金は幾らかということですが、これについては2,000万円予定しております。

以上です。

議長（下田敏美君）

山本議員。

11番（山本 実君）

大変よく分かりました。

この消費税込みで2,394万7,000円ということですが、この消費税というものは、私が申し上げたいことは、消費者が支払う税ではないというふうに理解しているわけなんです。

ただ、こう見ますと、今までの消費税の経過を考えますと3%から5%、そして5%から8%、今は10%であるわけでありまして。

税務課長に再度確認をいたしますけれども、私の認識が間違っていれば、おわびを申し上げますが、この消費税を納税する方は事業者、消費者ではなくて事業者というふうに私は、実はこの消費税法が始まったときから、そのようにずっと考えていたわけでありましてけれども、しかしながら私たちが例えば買物をする、商売を営んでいる方は仕入れをする、そしてそれに対して10%の税をお支払いをしている形になっているわけなんです。この消費税という税金は、消費者ではなく事業者が納税する税であるということで、私は実は今も思っているわけなんです。税務課長にお尋ねをいたしますが、私の認識が間違っているのか、その消費税の納税者は誰であるのかというようなことをお尋ねしたいと思います。

議長（下田敏美君）

税務課長。

税務課長（澤口俊博君）

山本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私の手元に消費税法の法律のコピーがございまして、その中の主要な部分をちょっとご紹介させていただきたいと思います。

消費税法の第4条ですけれども、課税の対象ということで文言がございまして、消費税というものは、国内において事業者が行った資産の譲渡等及び特定仕入れに関するものについて消費税をまず課税する、課するというような文言がございまして。

また、消費税法の次、第5条でございまして、こちら納税義務者というような定めがございまして、事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れの売買等について、この法律によって消費税を納める義務があるというような文言がございまして。

以上でございます。

議長（下田敏美君）

山本議員。

11 番（山本 実君）

私もそのように思っておりました。

つまり、この消費税を含むという金額の文言というようなものは、私は入れる必要がないのではないのかなと。入れることによって誤解を生じるというふうに思うわけでありまして。

つまり、事業者が負担をする税金を消費者が負担をしているというふうな書き回しになるのではないのか、また、そのようにとらわれるような書き回しではないのかなというふうに思うわけでありまして。

いわゆる、今ご答弁いただいたみたいにして、消費税の納税義務者は事業者であるというわけでありまして、今回のこの場合は、消費者が町であるとするならば、町が負担をするものではなく、事業者が負担をする税であるということが言えるわけであって、それが消費税を上乗せをするということは、書くとするならば、事業者が納税をする消費税相当額が200万円なんだというような書き回しになると思うんです。消費税を含むというようなもの

は、事業者が納税をする消費税相当額を上乗せした金額がこの2,200万円ということに、書くとしたらですよ。

ですから、私は今後こういうようなものがあつたら、この消費税を含むというようなものは書く必要がないのではないのかなと。誤解を生じる場合があるわけですから。いかがですか。

議長（下田敏美君）

総務課長。

総務課長（小林 章君）

ちょっと私が答えるのがどうかと思いますけれども、今、消費税に関しては、消費税を含むか含まないか明示しなければならないことになっていると認識しています。

よって、例えばこういうものについては、消費税が含まれるのか含まれないのかは、やはりこのような記載にしないとイケないのかなというふうに感じております。

以上です。

議長（下田敏美君）

山本議員。

11 番（山本 実君）

質問じゃないんですけども、お互いにこの消費税については勉強をする必要があると思いますので、どうぞもう一度ひもといてみて、お互いにひもといて、考えてくださればと思います。

議長（下田敏美君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 財産の取得については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第24号 財産の取得についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長 (長谷 智君)

議案第24号につきましては、六戸町立義務教育学校六戸学園で使用する備品について、電源立地地域対策交付金を活用し、新たに電子黒板等を購入するものでございます。

それでは、議案第24号についてご説明いたします。

議案書は63ページになります。

あわせて、補足資料の22ページをご参照願います。

本議案は、次のとおり財産を取得するため契約を締結するものであります。

取得する財産名、六戸町立義務教育学校六戸学園備品。

契約金額、1億1,814万円。

契約の相手方、住所、青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字後田6番地、会社名、有限会社システム・ディー、代表者名、代表取締役、金沢正昭。

なお、納期及び入札結果等につきましては補足資料に記載してありますので、ご参照ください。

以上で議案第24号の説明とします。

議 長（下田敏美君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

山本議員。

11 番（山本 実君）

同じく予定価格をお願いします。

議 長（下田敏美君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

お答えします。

予定価格は1億2,061万5,000円、落札率は97.95%となっております。

以上です。

議 長（下田敏美君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（下田敏美君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (下田敏美君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 財産の取得については、原案のとおり可決いたしました。

以上で本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和6年第3回六戸町議会臨時会を閉会いたします。

起立願います。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

閉会 (午前11時30分)